

JAPAN P&I NEWS

No.781-15/11/12

外航組合員各位

レバノン寄港の際のイスラエル不寄港証明書について(その2)

[Japan P&I News No.650\(2013年11月22日\)](#)にて、レバノン寄港の際にはイスラエル不寄港証明書の携帯が義務化された旨、ご案内致しましたが、今般、レバノンのコレスポンデント Baroudi & Associates より最新情報を入手致しましたので、ご参考に供します。

レバノン寄港の際に当該船舶がイスラエルに寄港していないことを示す証明書を取得/保持する義務化は解除されました。しかしながら、レバノンが、イスラエルに寄港履歴のある船舶の入港を認めない状況に変化はなく、本船はイスラエルに寄港していないことを証明する必要があります。そのため、不寄港証明書取得義務はなくなったものの、レバノンに寄港する船舶は、イスラエルに寄港していないことを示す確実な証明手段として、依然として同証明書を携帯することを Baroudi & Associates は推奨しています。同証明書はレバノンの Ministry of Economy and Commerce の下部組織、Boycott Office of Israel より取得できます。詳しくは [Japan P&I News No.650](#) をご参照下さい。

以上

日本船主責任相互保険組合